○東京藝術大学大学ロゴ等取扱要項

（平成30年７月19日 制定）

改正　令和３年９月21日　令和５年10月26日
令和８年10月22日

（趣旨）

第１条　この要項は、本学の大学ロゴ等の使用及びその他必要な事項について定めるものとする。

（形状等）

第２条　大学ロゴ等の形状並びに色彩及び寸法の割合等は、別に定める「東京藝術大学ＵＩ使用マニュアル」（以下「使用マニュアル」という。）を原則とする。

（使用者）

第３条　大学ロゴ等は、次の各号に掲げる者が使用することができるものとする。

（１）本学

（２）本学の役員、職員

（３）学生（学生団体を含む。）

（４）本学の同窓会及び関係団体

（５）その他学長が使用することが適当と認めたもの

（使用範囲）

第４条　大学ロゴ等は、次の各号に掲げるものに使用できるものとする。

（１）名刺、封筒、レターヘッド及び報告発表等に用いる資料（本学の業務で使用するものに限る。）

（２）本学が発行する概要、案内、募集要項、出版物、広報誌、報告書等の印刷物

（３）本学が主催、共催、協賛又は後援する展覧会、演奏会、上映会等のポスター、チラシ、プログラム、配布物等

（４）本学が配布する記念品等

（５）第７条第１項に定める営利を目的とする使用契約を締結したもの

（６）その他学長が大学ロゴ等の使用を許可したもの

（使用の許可申請）

第５条　第３条第１号及び第２号に定める使用者にあっては、第４条第１号から第４号に定める使用に限り、申請を不要とする。ただし、第３条第３号に定める者が使用する場合及び次の各号に掲げる場合には、使用申請書（別紙様式１）に必要な書類を添付して、学長に提出し、その使用の許可を得なければならない。

（１）第４条第５号及び第６号に掲げるものに大学ロゴ等を使用する場合

（２）使用マニュアルに記載されている以外の形状又は色彩で大学ロゴ等を使用する場合

（使用許可）

第６条　学長は、前条の申請があったときは、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、大学ロゴ等の使用を許可するものとする。

（１）本学の公共性、中立性又はその品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。

（２）本学の名誉が傷つけられ、又は傷つけられるおそれがあるとき。
（３）法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
（４）特定の個人、政治、思想若しくは宗教の活動に利用し、又はそのおそれがあるとき。
（５）前各号に掲げるもののほか、学長が不適切と認めたとき。
２　学長は、前項の許可をするときは、使用許可書（別紙様式２）を申請者に交付するものとする。

（使用契約・使用料）

第７条　営利を目的として大学ロゴ等を使用する者（第３条第１号の者を除く。）は、前条の使用許可があったときは、大学ロゴ等の使用に関する契約（以下「使用契約」という。）を学長と締結するものとする。
２　使用契約を締結した者は、使用契約で定める使用料を納付しなければならない。
３　使用料の額、その他使用料の取扱いについては別に定める。

（第三者使用の禁止）

第８条　大学ロゴ等を使用する者は、本学の同意なしに第三者に使用させてはならない。

（遵守事項）

第９条　大学ロゴ等を使用する者は、この要項及び使用マニュアルを遵守し、大学ロゴ等の品位と尊厳の保持及び適正な管理に努めなければならない。

（使用の停止等）

第１０条　学長は、次の各号に該当すると認めたときは、大学ロゴ等の使用許可の取消し、使用中止及び使用物件の回収等の必要な措置を取ることができる。
（１）第６条第１項各号のいずれかに該当したとき
（２）申請の内容に虚偽のあることが判明したとき
（３）使用目的を逸脱し、使用方法等が適当でないとき
（４）その他、この要項及び使用マニュアルの定める事項に違反したとき

（許可を受けずに使用した時の措置）

第１１条　学長は、大学ロゴ等の使用許可を受けずに使用している者又使用しようとしている者に対し、その使用の停止を求め、使用物件の回収等の措置を取ることができる。

（事務）

第１２条　大学ロゴ等の使用に関する事務は、企画総務課において処理する。

（雑則）

第１３条　この要項に定めるもののほか、大学ロゴ等に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この要項は、平成30年７月19日から施行する。

附　則

この要項は、令和３年９月21日から施行する。

附　則

この要項は、令和５年11月１日から施行する。

附　則

この要項は、令和８年10月22日から施行する。

別紙様式１（営利目的外）

東京藝術大学大学ロゴ等使用申請書

（元号）　年　月　日

東京藝術大学長　殿

申請者
氏　名
住　所
連絡先

下記のとおり、東京藝術大学大学ロゴ等を使用したいので、許可願います。
なお、許可されたうえは、東京藝術大学大学ロゴ等取扱要項を遵守いたします。

記

使 用 図 案 （寸法等記入）	
使 用 目 的	
使 用 範 囲※ （第４条関係）	
使 用 期 間	（元号）　年　月　日　～　（元号）　年　月　日
備　　考	※同様の事業でこれまでロゴ使用を許可された実績がある場合はその旨も記載すること。（例：令和○年○月○日付け許可書にて許可の実績あり）

※（使用範囲）
第４条　大学ロゴ等は、次の各号に掲げるものに使用できるものとする。
（１）名刺、封筒、レターヘッド及び報告発表等に用いる資料（本学の業務で使用するものに限る。）
（２）本学が発行する概要、案内、募集要項、出版物、広報誌、報告書等の印刷物
（３）本学が主催、共催、協賛又は後援する展覧会、演奏会、上映会等のポスター、チラシ、プログラム、配布物等
（４）本学が配布する記念品等
（５）第７条第１項に定める営利を目的とする使用契約を締結したもの
（６）その他学長が大学ロゴ等の使用を許可したもの

別紙様式１（営利目的）

東京藝術大学大学ロゴ等使用申請書

（元号）　年　月　日

東京藝術大学長　殿

申請者
氏　名
住　所
連絡先

下記のとおり、東京藝術大学大学ロゴ等を使用したいので、許可願います。
なお、許可されたうえは、東京藝術大学大学ロゴ等取扱要項を遵守いたします。

記

使用製品	別添のとおり（写真又はデザイン）
使用目的	
製品個数	
小売価格（含消費税）	
商品の発売場所	
備考	

※大学ロゴ等を使用した製品が複数ある場合は、別紙一覧表の添付可。

別紙様式２

東京藝術大学大学ロゴ等使用許可書

（元号）　年　月　日

（申請者）　　殿

東京藝術大学長　　印

（元号）　年　月　日付けで申請のありました、東京藝術大学大学ロゴ等の使用について許可します。

なお、許可されたうえは、東京藝術大学大学ロゴ等取扱要項を遵守し、適正に使用してください。